



発行所： 保育総合研究会事務局 平成25年 3月
 茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内
 TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
 発行人： 会長 梶 沢 幸 苗

平成25年2月22日(金)午後1時より、アイビーホール青学会館において、平成24年度年次大会が行われた。

基調報告

<テーマ> 「保育サポートブック年齢別クラスの教育」の意義について
 サブテーマ～指導計画から保育ドキュメンテーションまで～

<講師> 当会会長 梶 沢 幸 苗
 <報告者> 0・1才児クラスの教育 田和 由里子
 2歳児クラスの教育 高月 美穂
 5歳児クラスの教育 松永 恵美子



歳児別保育サポートブックは、指導計画に基づいて、どのように毎日の保育を行い記録し、保護者などへ開示していくかを示している。日々の保育の中でPlan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)する継続的な流れを作りだし、保育計画の作成から保育プロジェクトの計画立案、記録の取り方、開示の方法をPDCAサイクルに基づき継続的に取り組むことが保育の質の向上に繋がってくる。これらの保育内容や教育的効果を開示することにより、保育者や保護者にも子どもの様子がよく理解でき、家庭においても子どもの意欲や態度、欲求などを適切に汲み取ることが出来るようになるなど、情報の共有が促される。歳児別サポートブックが提唱するドキュメンテーションは子どもたちがよりいきいきと活動できる保育の展開に大いに役立つものと確信する。



<講演> 子ども・子育て関連3法の基本的理解
 ～私立保育園にとっての今後の課題とは～

<講師> 遊育編集長 吉田 正幸 氏



《なぜ戦後最大の大きな改革を行うのか》

<子ども・子育て支援の背景>

* 社会的背景から3つのポイント

①全世代対応型に切り替える。

世代間付与のシステムが、人口構造の変化で機能できなくなった。世代間付与を原則としながら、自立できる人には自立してもらい全世代対応型にシフトしていく。

②ワークライフバランスとセットで行うことで解消に繋げる。

少子化対策を、特別保育で全て受けてしまったため結果失敗に終わる。仕事と生活の調和を図り、やさしく柔軟な働き方にシフトしていく。

・幼児教育を飛躍的に充実させる。

子どもの貧困率が深刻であり、子どもにとって様々な問題が出る。さらに、健康が阻害され将来そのことが足かせになり自立できず、そこに税金を投入せざるを得ない社会的な問題もある。これを乗り越える手がかりとして、全ての子ども達に質の高い幼児教育を提供することで、豊かに育つ力に繋げる。

<子ども・子育て関連法>

* 保育制度改革

①保育の必要性を市町村が認定する。

②認可制度の改善をおこなう。

・認可基準を満たし、且つ待機児童がいるなら認可を行い認可保育所を増やす。

③公的契約をする。

市町村から保育認定を受け、利用者と園が契約をし、直接保育料を収める。しかし公定価格や応諾義務は残る。

* 幼保一元化

①財源を子ども財源として、内閣府に子ども色として一元化し、「施設型給付」「地域型給付」とする。

②認定こども園制度を見直し、幼保連携型が新幼保連携型に内容が変更になる。

③子ども子育て支援法が、内閣府の所管になる。それに伴って市町村行政も幼保の窓口を一元化する。

* 新制度が動き出す時の選択肢

①保育所は、3つ選択肢・従来の保育所・保育所型・新幼保連携認定こども園

②幼稚園は、4つ選択肢・従来の幼稚園・市町村型幼稚園・幼稚園型・新幼保連携認定こども園

* 新制度を動かすのは市町村

市町村は、国の指針をもとに潜在ニーズも含めてニーズの把握を行う。

それをもとに、事業計画を策定して着実に実行していく。また変化が速いので5年ごとに見直していく。また、国に子ども子育て会議が発足され検討されていく。努力義務であるが、地方版の子ども子育て会議を発足させ現場の声を届けていくことも大切である。

<これからの保育を考える>

* 少子化

少子化に伴って、10年20年先は相当の施設あまりになる。すなわち、選ばれる園と選ばれない園にはっきり分れてしまう。よって、自園の保育の質や魅力を高め、保育士のレベルアップをしていくことが究極の課題である。

さらに、質を支える要素を分析していく事や保育士のモチベーションアップなど保育をマネジメントする事が重要である。

* インクルージョン(排除しない)

全ての子どもの最善の利益のために、保育と子育て支援をおこなう。

* インテグレーション(統合/統合化)

職員間、保護者間の協働性、そして地域社会とね共助を構築する。



2月23日 特別講演

＜テーマ＞ 「少子化社会に挑む新システムについて」
 講師＞ 厚労省社会援護局長 村木 厚子 氏



子ども・子育て関連3法の基本的理解
 ～私立保育園にとっての今後の課題とは～

子ども・子育て支援の背景にあるものは社会保障策・少子化対策・幼児教育政策であり、子ども・子育て関連法の概要として保育制度改革から捉えたポイントと課題、幼保一体化から捉えたポイントと課題、そして既存施設から新しい仕組みへの移行、基自治体による事業実施、子ども・子育て関連法実施までのプロセスと今後の課題等があげられる。



(認定こども園のポイントと課題)

認定こども園と一般の保育所との違い

- ・利用者との公的契約

新幼保連携型の特徴

- ・児童福祉施設&学校教育施設という単一の認可新幼保連携型への移行

・保育所から新幼保連携型への移行について

- ・幼児教育機能の強化、学級制、学年制への対応

・認定こども園としての課題

- ・職員の意識、保護者の意識、職員のシフト
- ・新しい教育、保育課程の編成と指導計画

(幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み)

- ・基礎自治体(市町村)が実施主体
- ・社会全体による費用負担
- ・政府の推進体制
- ・子ども・子育て会議の設置

(保育に関する認可制度の改善等について基本的な考え方)

- ・認可制度を前提としながら、大都市郡の保育需要の増大に機動的に対応できる

よ
 う社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たす
 ことを求める

(新たな幼保連携型認定こども園)

- ・学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする
- ・学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする

平成25年度 定期総会並びに第44回定例会
 4月22日(月) 午後1時から3時まで
 アルカディア市ヶ谷私学会館にて行います。
 講師 神戸大学 北野幸子氏を予定しております
 皆様参加のほど、お待ちしております。

3・4歳児 保育サポートブックの執筆者を募集しております。
 こちらも、参加協力お願い致します。

2月22日 懇親会

